

富山県と県内すべての市町村からの 住民税に関するお知らせ

従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業者の皆様へ

特別徴収制度のご案内

このチラシは、事業者の皆様へ「個人住民税の特別徴収制度の概要」をお知らせし、まだ特別徴収を実施されていない場合、早急に必要手続きをしていただくようお願いするために作成しました。

※このチラシは、すでに特別徴収を行っている事業所にも送付させていただいております。

※特別徴収の手続きに関しては、裏面Q4を参照ください。

- 個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者（給与支払者）の方が、個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税+県民税）を徴収（天引き）し、従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4および各市町村の条例により、給与を支払う事業者で所得税の源泉徴収の義務のある方は、特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収を行っていただくこととなっています。

給与支払報告書の提出

事業者の方は、給与支払報告書を、毎年1月31日までに従業員の住所地の各市町村に提出してください。

特別徴収の事務

市町村から毎年5月に特別徴収義務者（事業者）あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付します。その税額を、納税義務者（従業員）の毎月の給与から徴収（天引き）し、翌月の10日までに各市町村に納めていただきます。



個人住民税をはじめとする地方税は、皆さまの身近な行政サービスに役立てられています。

法令に基づく適正な特別徴収の実施について、
事業者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは、従業員の住所地の市町村住民税担当課にお問い合わせください。 富山県・県内各市町村

個人住民税の特別徴収 Q&A

Q1 今まで「従業員が納付書で納付（普通徴収）」していたのに、なぜ今さら「特別徴収」をしなければいけないのですか。

A1 地方税法では、所得税の源泉徴収を行っている事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。）
事業者の皆さまには、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

Q2 「特別徴収」は手間がかかりそう。従業員も少なく、事務をする余裕がないのですが。

A2 個人住民税の特別徴収は、事業者が行うべき法律上の義務とされていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

個人住民税の特別徴収では、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。

事業者の方は、従業員の住所地の市町村から通知される従業員ごとの税額を、毎月の給与から徴収（天引き）し、翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくこととなります。

特別徴収にすると、従業員の方がわざわざ納税のために金融機関や市町村の窓口に出向く手間を省け、納め忘れもなくなります。

また、普通徴収（納付書で納付）の場合は、年4回にわけて納めるのに対し、毎月の給与から特別徴収（天引き）されることで、従業員の方の1回あたりの負担が少なくて済みます。

【例】年間税額が24万円の場合

年4回の納付書で納めると……1回あたりの納税額6万円
毎月の給与天引きだと……1回あたりの納税額2万円



Q3 アルバイトやパートの従業員からも「特別徴収」をする必要がありますか。

A3 所得税の源泉徴収をされている従業員（アルバイトやパートを含む。）については、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。

ただし、次のような場合には、特別徴収ができませんので、個別に市町村にお申し出いただくこととなります。

1. 他から支給される給与から個人住民税が引かれている。
2. 退職者など、翌年の給与からの特別徴収が不可能である。
3. 給与の毎月支給額が少なく、住民税を特別徴収しきれない。
4. 給与が毎月支給されない。



Q4 「特別徴収」を始めるにはどのような手続をとったらいいのですか。

A4 毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を、各市町村に提出してください。新たに特別徴収を行う場合は、給与支払報告書（総括表）に「特別徴収」する旨を明記してください。

なお、給与支払報告書を提出しなかった事業者または虚偽の記載をした事業者に対しては、地方税法による罰則規定が設けられています。

また、新たに特別徴収を行う場合の手続や、もっと詳しい説明をご希望される場合には、従業員の住所地の市町村住民税担当課にお問い合わせください。